響は軽微なものであり、低騒音型・低振動型建設機械を使用するなど、周辺の生活環境等に配慮しながら施工することで騒音及び振動の低減を図ることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるヤマネ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、ハヤブサ、オオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、ウラギンスジヒョウモン等が確認されている。カモシカ、ヤマネ及びウラギンスジヒョウモンについては、周辺に同様の生息環境が多く存在していることなどから影響は少ないとされている。オオタカ及びサシバについては、営巣が確認されており、起業者は、専門家の指導助言を受け、生息環境の保全に十分に留意しながら工事を実施することとしているほか、モニタリング調査を継続することとしている。ハヤブサ及びクマタカについては、営巣が確認されておらず、周辺に同様の生息環境が広く存在していることなどから影響は少ないとされている。ホトケドジョウについては、工事の実施に伴う土砂流出を防止するため、土留柵を設置するなど生息環境の保全に配慮しながら工事を実施することとしている。

植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているカザグルマ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

イ　第２の１に係る事業

西白河線事業は、電力供給における供給支障の発生を防止することを目的とし、154kVの特別高圧送電線を建設する事業であり、西白河線事業の事業計画は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省令第52号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、西白河線事業のルートの決定に当たっては、福島県須賀川市内の西側を経過する申請案のほか、須賀川市内の東側を経過するルート案について検討が行われている。

申請案と東側ルート案とを比較すると、申請案は、ルートのこう長が短いため必要面積が少なく、土地利用に及ぼす影響が少ないこと、鉄塔基数も少なく、事業に要する費用が廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が合理的であると認められる。

したがって、西白河線事業の事業計画については、合理的であると認められる。

ロ　第２の２に係る事業

滑川線事業は、電力供給における供給支障の発生を防止することを目的とし、66kVの特別高圧送電線を建設する事業であり、滑川線事業の事業計画は、電気設備に関する技術基準を定める省令等に定める規格に適合していると認められる。

また、滑川線事業のルートについては、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、西白河線区間に併架する申請案が合理的であると認められる。

したがって、滑川線事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、東北電力株式会社管内における電力需要の増加に伴い、福島県南地域及び福島県中地域への電力供給における供給支障の発生を防止するため、本件事業を計画的に施行する必要が認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福島県須賀川市役所及び郡山市役所

○東北地方整備局告示第六十二号

規定に基づき、告示する。

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の

(三)(二)(一)　その関係図面は、平成二十五年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日　東北地方整備局長　徳山日出男

道路の種類　一般国道

路線名　四十六号

道路の区域

区間	後変別前	敷地の幅員	延長
福島県西白河郡泉崎村大字踏瀬字東中一丁目六番一から同村大字踏瀬字高田一丁目六番一六まで	後	二二・五メートル	二・二キロメートル
福島県西白河郡泉崎村大字踏瀬字東中一丁目六番一六から同村大字踏瀬字高田一丁目六番一六まで	前	二二・五メートル	二・〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十三号

規定に基づき、告示する。

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の

(三)(二)(一)　その関係図面は、平成二十五年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日　東北地方整備局長　徳山日出男

四十六号　路線名　供用開始の区間　田東北図面縦覧場所　秋田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月十七日十四時

○東北地方整備局告示第六十四号

規定に基づき、告示する。

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の

(三)(二)(一)　その関係図面は、平成二十五年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日　東北地方整備局長　徳山日出男

道路の種類　一般国道

路線名　七号

道路の区域

区間	後変別前	敷地の幅員	延長
福島県西白河郡泉崎村大字踏瀬字東中一丁目六番一六から同村大字踏瀬字高田一丁目六番一六まで	後	二二・五メートル	二・〇キロメートル
福島県西白河郡泉崎村大字踏瀬字東中一丁目六番一六から同村大字踏瀬字高田一丁目六番一六まで	前	二二・五メートル	二・〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所